

令和3年 第4回

東京都教育委員会定例会議事録

日時：令和3年3月18日（木）午前9時30分

場所：教育委員会室

令和3年3月18日

東京都教育委員会第4回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第21号議案

令和2年度東京都指定文化財の指定等について

第22号議案

令和3年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

第23号議案

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第24号議案から第33号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 「いじめ防止対策推進法」第28条に基づく調査について
- (2) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教育長	藤田裕司
委員	遠藤勝裕
委員	山口香
委員	秋山千枝子
委員	北村友人

事務局（説明員）	
教育長（再掲）	藤田裕司
次長	松川桂子
教育監	宇田剛
技監	矢内真理子
総務部長	安部典子
指導部長	増田正弘
人事部長	浅野直樹
地域教育支援部長	田中宏治
（書記）総務部教育政策課長	秋田一樹

開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】 おはようございます。ただいまから、令和3年第4回定例会を開会いたします。

本日は、朝日新聞社からの取材と、1名の傍聴の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も、退場命令の対象となりますので、御留意ください。

また、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気をよくするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の方につきましても、マスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、秋山委員にお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

前々回の議事録

【教育長】 2月4日の令和3年第2回定例会議事録につきましては、先日配布いたしまして、御覧いただいたと存じますので、よろしければ、御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。ありがとうございます。それでは、2月4日の令和3年第2回定例会議事録につきましては、御承認を賜りました。

次に、2月18日の令和3年第3回定例会議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

次に非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち第24号議案から第

33号議案まで及び報告事項(1)及び(2)につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——
〈異議なし〉——。それでは、ただいまの件につきましてはそのように取り扱います。

議案

第21号議案

令和2年度東京都指定文化財の指定等について

【教育長】 それでは、これより議事に入ります。

第21号議案、「令和2年度東京都指定文化財の指定等について」の説明を、地域教育支援部長からお願いいたします。

【地域教育支援部長】 それでは、第21号議案、「令和2年度東京都指定文化財の指定等」について御説明いたします。

本件は、昨年12月10日の教育委員会において、新たに指定したい文化財4件と、指定を解除させる必要がある文化財1件を御審議いただき、当月22日に、東京都文化財保護審議会に諮問をしたものでございます。

本年2月17日に、当審議会から、諮問のとおり、指定及び解除すべきとの答申をいただきましたので、本日は、これら指定及び解除の決定につきましてお諮りをいたしたく存じます。

2ページを御覧ください。新たに指定するものは、東京都指定有形文化財（建造物）「日本民芸館」、東京都指定有形文化財（彫刻）「木造十一面観音菩薩立像」、東京都指定有形民俗文化財「猿曳駒絵馬」、東京都指定史跡「猪方小川塚古墳」の4件、指定を解除するものは、東京都指定天然記念物「堂山のシイ」の1件でございます。

それぞれの内容につきましては、昨年、諮問をお諮りするに当たりまして、御説明させていただきましたが、今回、文化財保護審議会の答申を受け、指定理由に絞って御説明させていただきます。

まず、目黒区に所在する「日本民芸館」でございます。3ページから5ページまでとなります。

本件は、民衆の日用品に美的価値を認め、それを民芸と名付けて、広く紹介する運動を主導した柳宗悦氏が建設した、民芸の展示施設本館と、本館建設の前年に建てた自邸の西館です。

4ページ、指定の理由でございます。本館は、民芸運動の活動拠点として建てられた、我が国の文化史上において重要な建物で、柳自身が基本設計を行い、氏の思想が体现された数少ない建物であり、都内唯一のものとして貴重であること。

5ページです。西館は、伝統的な和風住宅を思わせる外観でありながら、近代の生活様式に合わせた機能性と居住性を重視した住宅であり、昭和初期の文化人の住宅の在り様を示すものとして貴重であること。

また、文化人の交流の場ともなったこと。

重厚な造りの長屋門と、それと意匠を統一するように建てられた本館は、他に類例のない個性的な建物として価値が高いこと。

以上の点が評価をされました。

なお、建物の建築経過や年代を示す書類図面や、建物と一体として設計、製作された陳列ケース及び調度品、そして、表札も重要とのことで、^{つげたり}附として併せて指定し、保存の対象とするよう答申されました。

続きまして、奥多摩町白丸に所在する「木造十一面観音菩薩立像」でございます。

6ページから8ページになります。

指定の理由でございます。本件は、像内に書かれていた墨書から、徳治2年（1307年）に仏師定快によって製作されたことが判明したこと。

定快は、青梅市の塩船観音寺の重要文化財「木造二十八部衆立像」でも知られる仏師で、多摩地域における仏像製作の歴史と、中世から近世にかけての信仰を考える上で、歴史的・文化的意義が非常に高いこと。

また、仏師の名前や製作年が分かる鎌倉時代の基準となる仏像として、日本彫刻史上に重要な意義を持つこと。

以上の点が評価されました。

8ページです。

なお、左右に随侍する不動明王立像と毘沙門天立像は、十一面観音菩薩立像と作風が近く、ほぼ同時期の作と評価され、江戸時代には、3像一緒に秘仏として同じ厨子内に安置されていたと考えられることから、その歴史性に鑑み、^{つきたり}附として、併せて指定するよう答申されました。

続きまして、あきる野市真照寺が所有する「猿曳駒絵馬」でございます。9ページから11ページまでとなります。

本件は、10ページ左の写真のように、表面が真っ黒であったため、蛍光X線等による調査を行うよう、審議会から要請があり、東京都埋蔵文化財センターにて撮影、分析を行いました。

その結果、表面は、後の修理で、黒漆と思われる樹脂膜で覆われており、その下に、右の写真のような、猿の毛並みや馬のたてがみ、馬具などの彫刻が隠れていることが分かり、絵馬であることが確認されました。

11ページ、指定の理由でございます。本件は、都内における現存最古の絵馬であり、後に、養蚕、豊作の願掛けに、村民等から求められ、これを摺り与える版木として使われた珍しい事例であること。

戦国時代末期の社会、文化、また、江戸時代以降の多摩地域の人々の信仰について物語る貴重な民俗文化財であること。

以上の点が評価されました。

続きまして、狛江市に所在する「猪形小川塚古墳」でございます。12ページから14ページまでとなります。

13ページ、指定の理由でございます。本件は、東京都内に現存する横穴式石室の中でも、出土して状態が極めて良好であること。

狛江古墳群の終焉が、新たに、7世紀半ばの古墳時代終末期まで下ることを明らかにし、かつ、狛江古墳群の中で初めて確認された横穴式石室であること。

6世紀以降の多摩川流域の古墳群における、切石積横穴式石室の造墓技術の伝播や、首長墓の系譜を考える上で欠くことができず、学術的価値が高いこと。

以上の点が評価されました。

14ページです。なお、古墳の最終埋葬時期を示す副葬品、奈良時代以降も「墳丘」や「周溝」が地域で利用され続けたことを証する出土品を^{つきたり}附として、併せて指定す

るよう答申されました。

15 ページ、指定を解除するものとして、三宅村に所在する、東京都指定天然記念物の「堂山のシイ」でございます。

16 ページ、解除の理由でございます。令和2年6月8日に倒木し、巨木としての威容を失い、復旧させることが極めて難しくなったことから、指定解除することが適当と答申されました。

なお、後藤治・東京都文化財保護審議会会長から、一般に、天然記念物の老木、巨木に対する保存の手立ては難しいものの、日常の管理を徹底し、可能な対応をしてほしい旨の意見がございました。

事務局といたしましても、天然記念物の保存と管理につきましては、各地域の教育委員会と一層連携して、所有者の状況把握、助言等に努めてまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【北村委員】 都内には文化的、学術的に価値の高いものがいろいろあると思いますので、まだ指定されていないものも、最後のお話にもありましたように、特に天然記念物のようなものは、保存等が難しいことは理解しますが、指定できるものは速やかに指定して、保存等に尽力していただきたいというのが1点目です。

2点目は、もし御存知だったら御説明いただければと思います。これだけいろいろなものが都内にありますので、子供たちへの郷土教育の一環として、副教材とかで使われていると思いますが、そういうものが、どのぐらいの頻度でアップデートされたりしているのでしょうか。

このように指定がどんどん増えていくと、教材等にもアップデートしていかないといけないのかなと思うのですが、どのぐらいのペースで、子供たちへの、都内における文化財等について改訂されているのかなということ、ちょっとお伺いしたいと思いましたが、いかがでしょうか。

【地域教育支援部長】 1点目の、速やかな指定、保存への結び付きにつきましては、引き続き、精一杯尽力してまいります。

2点目の、子供たちへの教育にどう生かすかということにつきましては、体系的に

は把握しておりませんが、例えば、北区では、教員や一般事務職に対しても、新任職員に対して、北区の歴史を中心に必ず研修をされていて、それが、各学校での様々な取組みにも生かされているというお話を伺っております。

それから、世田谷区では、毎年の総合的な学習の時間などを使って、区の施設の現地に行ったりして、解説員に解説してもらおうという取組みをされているということです。

そういう意味では、専門員による最新の説明が受けられるというような機会を、小学校3年生から6年生の間に受けているというようなお話も伺っております。

そういう幾つかの自治体の積極的な取組を伺っているところでございます。

【北村委員】 グローバル化とかグローバル社会というようなことが、よく言われていますが、グローバルというのは、ローカルがあつてのグローバルですので、ローカルのことをきちんと理解した上で、グローバルな社会の在り方についても考える出発点になるところだと思っています。

そういう意味では、自分たちの生活の身近にあるような歴史的な文化財等については、むしろ、それがどんどん広がっていくというか、今後の教育の出発点みたいなところではないかと思っています。

E S D (Education for Sustainable Development・持続可能な開発のための教育) などでも、そういうことが非常に大事にされていまして、“グローカル”などという言葉を使ったりしますが、そういう意味では、もちろん、小中学校もそうですが、高校も含めて、学校教育の中では是非都内にある優れた価値のある文化財を、次の世代に継承していくという教育も、今後とも引き続きお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【遠藤委員】 北村委員の今の御意見に関連しますが、都内にある文化財という観点でいきますと、私は今、北東北から北海道にかけての縄文遺跡群の世界遺産登録を目指すNPO法人をやっています。

昨年の秋、イコモス (International Council on Monuments and Sites・国際記念物遺跡会議) のヒアリング調査が行われました。今のところ、我々は、今年の夏には、世界遺産登録が期待できるのではないかと考えています。

仮の話ですが、もしそうなりますと、実は、東京都にもたくさんの縄文遺跡があり

まして、多摩の埋蔵文化センターに見学に行ったことがあります。正に、北村先生が御指摘のように、東京都の子供たちには是非見せてあげたいと思っております。縄文が脚光を浴びたときに、「東京都には縄文遺跡はないのか」どころではなく、埋蔵物の多さにもびっくりしています。

その遺跡として有名な、青森県の「三内丸山遺跡」は、三つの特徴があって、「広い」「多い」「長い」というものですが、この「多い」というのは、埋蔵物の多さなんです。

国の重要文化財だけでも数百件ありますが、多摩の埋蔵センターのものは、縄文後期のものとしては、これに劣らないのではないかと考えています。

それから、都内では、例えば、ICU（国際基督教大学）の構内に縄文遺跡がありますし、東村山市の下宅部遺跡もそうです。後期のものですから、北東北とは横並びでは比べられないと思いますが、縄文が脚光を浴びたときに、東京にも縄文遺跡がたくさんあるんだということを、是非見せてほしいと考えています。

特に、縄文人たちというのは、「自然との共生」ということで、サステイナブルな社会をつくり上げてきたわけですが、それが、気候変動でこつ然と消えてしまったということがあるわけです。

ですので、今、グローバルという観点で、SDGsという運動が行われていますが、正に、サステイナブルな社会を学ばせるための、一つの具体的なものとして、都内にある縄文遺跡を是非活用していただければと考えていますので、よろしくお願ひします。

【教育長】ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御質問、御意見等がございませんようでしたら、本件につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

第22号議案

令和3年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採

択について

【教育長】 次に、第 22 号議案、「令和 3 年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択について」の説明を、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 それでは、第 22 号議案の資料を御覧ください。

来年度、都立高等学校、都立中等教育学校の後期課程、及び都立特別支援学校の高等部で使用する、学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書、いわゆる「附則 9 条本」の採択をお願いするものでございます。

なお、都立特別支援学校の小学部と中学部で使用する「附則 9 条本」につきましては、8 月までに採択して、国に報告する必要があることから、昨年 7 月 27 日の教育委員会で採択していただいております。

まず、2 ページの「参考」を御覧ください。

「1 附則 9 条本とは」でございます。

学校教育法附則第 9 条第 1 項には、「高校や特別支援学校等において、検定済教科書及び文部科学省著作教科書以外の教科用図書を使用することができる」と規定されております。

具体的には、学校設定科目、例えば、フランス語などの第二外国語の授業で使用する市販のテキストや、工業などの専門教科で使用する専門書のほか、特別支援学校で使用する絵本などがございまして、これらを略称で「附則 9 条本」と呼んでおります。

これらにつきましては、次の「2」にありますように、各学校が生徒の実態等を十分に配慮するなどにより選定した図書を調査・審査し、教育委員会の責任と権限において、適正かつ公正に採択をしていただきます。

各学校におきましては、「3」にございますように、校長を委員長とする、教科書選定委員会を設置して、「附則 9 条本」の選定について検討いたします。

その際、内容が正確中正であるか、表現が適切であるかなど、(2)に記載の要件を備えているかどうかを調査した上で、校長の責任と権限において、生徒の実態等を踏まえて、最も適切な図書を選定しております。

その後、「4」になりますが、各学校から具体的な選定理由とともに、選定結果に

ついて、教育庁指導部に報告がありまして、「附則 9 条本」が教育課程に位置付けられた教科・科目の主たる教材として、年間を通して授業で使用することができるものかなどの確認を行ったところでございます。

1 ページ目に戻っていただきまして、「2 各学校における附則 9 条本の選定状況」について説明させていただきます。

都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）のうち、107 課程で 316 種類、都立特別支援学校（高等部）のうち、51 校で 296 種類の図書を選定しております。

また、これらのほか、都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）の 232 課程で、「人間と社会」1 種類の図書を選定しております。

都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）で最も多く選定されているのが、外国語の図書でありまして、次が、「芸術」「工業」など専門高校用の図書、「情報」や「福祉」関係の図書などが多くなっております。

特別支援学校では、職業、進路に関する図書が最も多く選定されており、次いで、音楽や美術など芸術に関する図書が多く選定されております。

なお、図書の数え方ですが、一つの教科で複数の学校が同じ図書を選定している場合は、図書の種類は 1 種類として数えております。

学校ごとの選定状況につきましては、机上の「別紙 1」の冊子に、都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）で選定された図書を、学校別・課程別にまとめており、また、「別紙 2」の冊子に、都立特別支援学校（高等部）で選定された図書を、教育部門別・学校別にまとめております。これらを、このたび採択していただく「附則 9 条本」の案としてお示しさせていただいております。

それでは、「別紙 1」と「別紙 2」の中から、幾つか具体的に御紹介をさせていただきます。

別紙 1 の 6 ページを御覧ください。「新宿高等学校」の全日制普通科では、学校設定科目として、フランス語やドイツ語などの科目を設置しております。普通科では、こうした外国語の授業で使用する図書を選定している学校が多くなってございます。

表の一番右側に、「分類」の欄がございますが、脚注に記載のとおり、「A」は、「これまで採択実績があり、授業での効果が認められるもの」、「B」は、「採択実績がある図書のうち、資格試験等に有用であるもの」、「C」は、「新たに発行され

たもので、既刊本だが当該校で使用していなかったもので、授業での効果が期待できるもの」として分類をしております。

続きまして、23 ページから 24 ページまでは、国際高等学校の国際学科についてでございます。

こちらは、多様な外国語の科目に対応した図書のほか、一番左側の番号の 20 のように、日本の文化、あるいは番号 22 のように、国際的な諸課題に関する図書などを選定しております。

また、25 ページから 26 ページまでにありますとおり、同じ国際高等学校の国際バカロレアコースでは、英語の図書を数多く選定しているほか、番号 25 のように、在京外国人生徒のための日本語学習の図書などを選定しております。

28 ページは、六郷工科高等学校でございまして、こちらでは、実習や実技の図書を多く選定しております。

このように、工業、農業などの専門高校におきましては、実習などの専門的な教科で使用する図書を多数選定しております。

「A」「B」「C」の分類につきまして、都立高校全体の割合としましては、「A」が 71%、「B」が 16%、「C」が 13%となっております。

次に、「別紙 2」の中から幾つか御紹介させていただきます。

7 ページは、聴覚障害教育部門の葛飾ろう学校で選定した図書でございます。

肢体不自由教育部門や視覚障害・聴覚障害教育部門の特別支援学校には、普通高校の教育課程に準ずる課程で学習する生徒のほか、知的障害を併せ有する生徒が在籍しております。

このため、番号 1 から 12 までにあります、高校と同じような図書に加えて、番号 13 以降のとおり、知的障害を併せ有する生徒が使用する絵本などの一般図書を、多数選定しております。

なお、表の「教材概要」の欄に、「令和 3～4 年度使用特別支援教育教科書調査研究資料に登載」と表示しているものがございますが、これは、机上にお配りしております、昨年 6 月の教育委員会定例会で御報告いたしました、「一般図書の調査研究資料」に掲載されている図書という意味でございます。

また、表の一番右側の「分類」につきましては、脚注に記載しておりますように、

「A」は高校と同様、「これまでに採択実績があり、授業での効果が認められるもの」、「B」は「採択実績がある図書のうち、資格取得や卒業後の進路に有用であるもの」、「C」は高校と同様、「新たに発行されたもの、既刊本だが当該校で使用していなかったもので、授業での効果が期待できるもの」として分類をしております。

次に、「別紙2」の30ページになります。知的障害教育部門のしいの木特別支援学校で選定した図書でございます。

知的障害特別支援学校では、生徒に適した図書として、絵本など、分かりやすく使いやすい図書を多数選定しております。

次は、52ページになります。永福学園の知的障害教育部門で選定した図書でございます。

永福学園の知的障害教育部門は、就業技術科を設置し、生徒の企業への就労に向けて、専門的な職業指導を実施しております。

このように就業技術科では、清掃作業への従事や調理、飲食店での接客サービスなど、就労に結び付けることができる、分類「B」の内容の図書を多く選定しております。

特別支援学校全体では、「A」が65%、「B」が24%、「C」が11%となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【北村委員】 それぞれの学校の特性に合わせて必要とされる教科用図書を、こういう形で採択するというところで、大変良いと思います。

採択割合は今後増えていくと思いますが、以前から、教科書採択のときなどにお話してきた電子教材や電子教科書についてコメントさせていただきます。

2024年を一つの目途としながら、教科書の電子化というものを、国としても進めるということですが、その中で、どういう形で進めるのかというと、全てを電子化すればいいのかという話ではなくて、電子で優れているものと、紙で優れているものと、いろいろあると思います。

特に、教科の特性が際立っているものとか、学校によって子供たちのニーズ、特定

のニーズがあるような教科に関しては、もちろん、電子化されて、例えば、実習系であれば、動画を見ることによって理解が深まる、あるいは、障害のあるお子さんにとって、電子の方がより分かりやすいというものもあると思います。

逆のパターンも当然あり得ると思います。むしろ、紙の方が役に立つものがあったりします。

ですので、このように毎回、教科書採択に当たって非常に膨大な資料に基づきながら、調査研究されてきておりますので、どういった教科、内容では、電子化していくことがより有効になり、どういうものについては紙が大事なのではないかなど、いろいろな知見を蓄積して、今後の子供たちの学習に役立てることを目指していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【指導部長】昨日、文部科学省から、「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」の中間まとめが発表されたかと思えます。

北村委員から御紹介があったように、令和6年度を一つの目途として、デジタル教科書の導入を進めていくということですが、その導入の在り方については、検討会議の中間まとめにあったように、五つのパターンを考えて、どういう形にしていくかということが検討されております。

来年度、文科省が実証研究を全国的に行うことになっておりまして、東京都の公立の小・中学校の多くの学校も、この実証研究に参加することとなっております。

また、東京都も、来年度、研修センターあるいは本庁で、小・中・高等学校を対象にデジタル教科書の効果の研究を行ってまいります。そういうところを見ながら、北村委員からお話があったように、最終的には、画一的に使うということではなくて、紙の方が向いている児童・生徒もいれば、デジタルの方が向いている児童・生徒もいると思いますので、児童・生徒個々の特性に応じて様々なバリエーションを考えながら進めていくということになるのではないかと考えております。

検討会議の中でも言われていますが、最大の論点は、デジタル教科書が無償化されるかどうかということになるかと思えます。

我々がこういった調査研究を行い、学校で教科書を選定して、教育委員会で採択していただく際も、デジタル教科書の価格の差異により、採択が進められるというのは、本来的な在り方ではないと思っております。

ですので、今後、そういうところに向けて意見発信もしていきたいと思っております。

【秋山委員】子供たちのために、先生方が一生懸命考えて、選定された教科書だと思います。特に、特別支援学校の教科書の中に、「ビルクリーニング科」の教科書がありました。この教科書で勉強しているんだ」というふうに思いました。

これから、「インクルージョン教育」を考えていくときには、特別支援学校だけでなく、通常の学校にも、このような教科書に触れる機会があればいいなと思いました。

【教育長】よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

第 23 号議案

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、次に、第 23 号議案、「東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、総務部長からお願いいたします。

【総務部長】 それでは、第 23 号議案の資料を御覧いただきたいと思います。「東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

記書きの「1 改正内容」でございます。

私どもは、総務局が所管する大島支庁舎の中に、「教育庁大島出張所」を設置しております。大島出張所は、大島町、利島村、新島村、神津島村の各教育委員会を支援しているところでございます。

この大島支庁舎は、平成 6 年に建築されておまして、現在、築 26 年が経過しているということで、このたび、改修工事が行われることになり、仮庁舎に一時移転することになりました。

これに伴い、大島出張所についても、同様に移転を行うため、位置の変更を行うものでございます。

移転先の仮設庁舎ですが、現在の支庁舎から約2キロメートルの距離にございます、大島空港の南側の都有地に建設いたします。

現在の位置は、東京都大島町元町字オンダシですが、変更後は、同じ元町の「字赤禿」となります。

資料の方に、全体計画を記載しておりますが、令和3年5月に、仮設庁舎に移転を行います。令和3年7月から令和4年度末まで、支庁舎の改修工事を行いまして、令和5年5月に、新庁舎に移転し、仮設庁舎の解体を行う計画としております。

新庁舎への移転に当たっては、再度、また規則に定める位置の変更を行う必要がありますが、改修工事の進捗状況もありますので、そうした状況を踏まえた上で、改めて教育委員会にお諮りしたいと思っております。

資料の「2 施行期日」でございますが、仮設庁舎への移転日である、令和3年5月6日とさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたら願います。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。
——〈異議なし〉——ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

参 考 日 程

今後の日程

教育委員会定例会の開催

次回 令和3年3月25日（木） 午前10時 教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長から願います。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、3月の第4木曜日となります3月

25 日午前 10 時より、教育委員会室にて開催を予定したいと存じます。

以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明のとおり、次回の教育委員会につきましては、3 月 25 日に開催いたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉
—— ありがとうございます。

日程以外の発言

【教育長】 日程その他、何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前 10 時 09 分)